

法曹養成制度の 改善方策について

日本弁護士連合会

◆はじめに◆

発足から約7年を経た法科大学院は、新しい法曹養成制度の中核として着実な成果を生んできています。すでに法科大学院を修了した約6,700名の新法曹が、社会の様々な分野に進出し活躍しています。

しかし、新しい法曹養成制度はいまだ成熟途上であり様々な問題を抱えています。具体的には、法科大学院の総定員が過剰で司法試験合格率が低下している、修了者の一部に法律の基本的知識・理解や論理的表現能力の不十分な者が見られる、法科大学院の実務導入教育にばらつきがあり司法修習との連携が十分でないなどの指摘があります。

特に、法科大学院志願者数が減少し続けていることは大きな問題であり、多様なバックグラウンドを有する有能な人材を多数法曹に受け入れるという所期の目的が実現困難な状況となっています。

このような問題点を解決し、社会の幅広い需要に応える法曹養成制度に成熟させるために、法科大学院をはじめとする法曹養成の各課程において改善策の実施が求められています。

◆改善を目指す提言◆

1 法科大学院生・司法修習生への経済的支援

- 奨学金、授業料減免の充実など、法科大学院生への経済的支援を充実させるべきです
- 司法修習生に給与を支給する制度を維持すべきです。

2 法科大学院

- 地域適正配置と学生の多様性確保の観点をつまみ、統廃合を含めた方策を通じて法科大学院の一学年総定員を大幅に削減すべきです。
- 教育体制の整備が困難な法科大学院については、学生募集の停止を含めた適切な措置がとられるべきです。
- 成績評価と修了認定の厳格化のための方策をとるべきです。

3 司法試験

- 司法試験への対応が法科大学院教育に好ましくない影響を与えている現状に鑑み、司法試験の在り方を見直すべきです。
- 合格水準が適切であるかが検証できるよう情報開示すべきです。
- 受験回数制限を当面の間5年5回等に緩和すべきです。
- 予備試験については、その実施状況を検証するとともに、制度趣旨の実現に配慮し、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう運用すべきです。

4 司法修習

- 法曹三者による実務修習開始前の集合的修習を実施すべきです。

5 継続研修

- 新規登録弁護士の研修とすべての弁護士に向けた継続研修を一層充実させます。

6 制度的基盤の充実と活動領域の拡大

- 司法の制度的基盤の充実と法曹の活動領域拡大のための方策を実施すべきです。

1 法科大学院生・司法修習生への経済的支援

○奨学金、授業料減免の充実など、法科大学院生への経済的支援を充実させるべきです。

- ・貧富の差を問わず広く法曹への門戸を開き、経済的理由によって法科大学院への入学が困難とならないようにすべきです。
- ・法科大学院生の修了時における借入金は、平均300万円を超えるとのデータもあります。
- ・給付制奨学金制度の創設、貸与制奨学金の返還免除の拡大、授業料減免制度の拡充を求めます。

○司法修習生に給与を支給する制度を維持すべきです。

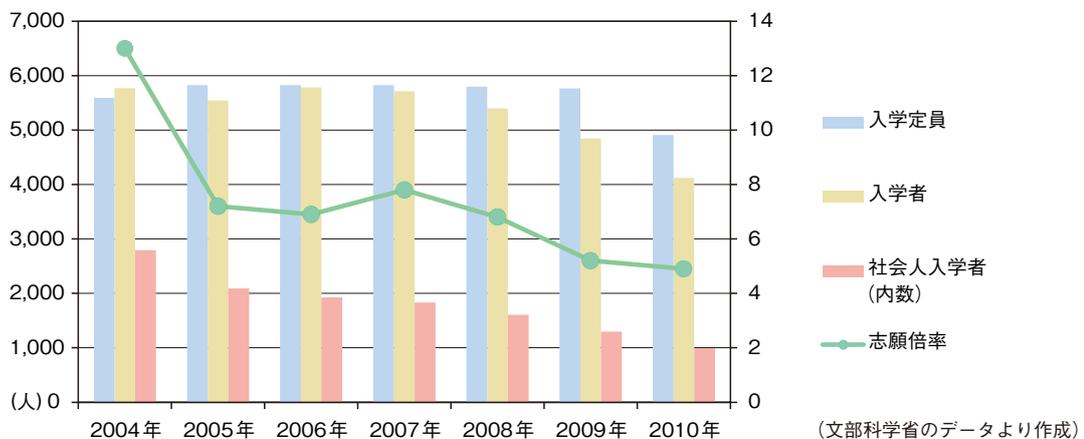
- ・法曹は、社会的・公共的な使命を持って活動しています。そのような「社会生活上の医師」である法曹を国費によって養成することは、国民にとって大変重要なことです。
- ・司法修習生は、最高裁の監督の下、修習専念義務を負い兼業禁止の拘束を受けて実務研修を行っており、修習期間の生活を維持する給与が必要です。
- ・法科大学院生の多くは、修了時にすでに多額の借金を負っています。給費制の廃止は、法曹志願者の経済的負担に拍車をかけてしまいます。



2 法科大学院

○地域適正配置と学生の多様性確保の観点をつまみ、統廃合を含めた方策を通じて法科大学院の一学年総定員を大幅に削減すべきです。

- ・法科大学院の定員が削減されれば、少人数のきめ細かな授業を行うことが可能となり、未修者教育を含む教育の質の向上につながります。
- ・入学定員を削減し、新司法試験合格率を上げることで、非法学部出身者、社会人経験者などの多様性あふれた、かつ優秀な法曹志望者の法科大学院への入学が促進されます。また、法科大学院における教育を、その理念に沿った方向に誘導する効果が期待できます。
- ・現在の法科大学院の定員は4,571人ですが（2011年度）、法科大学院での教育の質を維持・向上させるためにさらに大幅に削減することが必要です。



- ・他方、司法過疎・偏在の解消のためにも、法科大学院の地域適正配置に留意し、地元に着した法曹を、地元で養成すべきです。
また、社会人経験者や非法学部出身者を受け入れ、学生の多様性を確保しようと努力を行っている法科大学院に対しても、十分な配慮が必要です。

○教育体制の整備が困難な法科大学院については学生募集の停止を含めた適切な措置がとられるべきです。

- ・教育の質の向上のためには、各法科大学院が定員削減にとどまらない努力を行うことが必要です。
- ・しかし、理念に沿った教育の実施が困難な法科大学院は、在学する学生に不当な不利益が及ばないように配慮しながら、他法科大学院との教育課程の共同実施や他法科大学院との統合、さらには学生募集を停止して法科大学院を廃止することをも含めた措置を講ずるべきです。

○成績評価と修了認定の厳格化のための方策をとるべきです。

- ・法科大学院修了者の質を確保するため、法科大学院における厳格な単位認定の実施と、それに対する認証評価機関の適切な評価が必要です。



全国法科大学院一覧

全国 74 校 4,571人

■国立 23 校・公立 2 校・私立 49 校

【注】 1. 数値は各大学の定員数 (2011 年度)

2. ('05) とあるのは、開設年度。それ以外は 2004 年度開設。

北海道地方 (2 校・定員 105 人)

北海道

- 国立 北海道大学 80
- 私立 北海学園大学 ('05) 25

東北地方 (2 校・定員 110 人)

宮城県

- 国立 東北大学 80
- 私立 東北学院大学 30

近畿地方 (15 校・定員 1,050 人)

京都府

- 国立 京都大学 160
- 私立 京都産業大学 40
- 私立 同志社大学 120
- 私立 立命館大学 130
- 私立 龍谷大学 ('05) 25

大阪府

- 国立 大阪大学 80
- 公立 大阪市立大学 60
- 私立 大阪学院大学 30
- 私立 関西大学 100
- 私立 近畿大学 40

兵庫県

- 国立 神戸大学 80
- 私立 関西学院大学 100
- 私立 甲南大学 50
- 私立 神戸学院大学 35
- 私立 姫路獨協大学 0 (募集停止)

中国地方 (4 校・定員 143 人)

島根県

- 国立 島根大学 20

岡山県

- 国立 岡山大学 45

広島県

- 国立 広島大学 48
- 私立 広島修道大学 30

四国地方 (1 校・定員 20 人)

香川県

- 国立 香川大学・愛媛大学 (連合) 20

関東地方

(東京 23 校・定員 2,170 人)

東京都

- 国立 東京大学 240
- 国立 一橋大学 85
- 公立 首都大学東京 (旧東京都立大学) 52
- 私立 駿河台大学 48
- 私立 青山学院大学 50
- 私立 学習院大学 50
- 私立 慶應義塾大学 230
- 私立 國學院大学 40
- 私立 駒澤大学 45
- 私立 上智大学 90
- 私立 成蹊大学 45
- 私立 専修大学 55
- 私立 創価大学 35
- 私立 大東文化大学 40
- 私立 中央大学 270
- 私立 東海大学 30
- 私立 東洋大学 40
- 私立 日本大学 80
- 私立 法政大学 80
- 私立 明治大学 170
- 私立 明治学院大学 60
- 私立 立教大学 65
- 私立 早稲田大学 270

中部地方 (11 校・定員 363 人)

新潟県

- 国立 新潟大学 35

石川県

- 国立 金沢大学 25

山梨県

- 私立 山梨学院大学 35

長野県

- 国立 信州大学 ('05) 18

静岡県

- 国立 静岡大学 20

愛知県

- 国立 名古屋大学 70
- 私立 愛知大学 30
- 私立 愛知学院大学 ('05) 25
- 私立 中京大学 25
- 私立 南山大学 40
- 私立 名城大学 40

関東地方 (東京以外 9 校・定員 376 人)

茨城県

- 国立 筑波大学 ('05) 36

千葉県

- 国立 千葉大学 40

神奈川県

- 国立 横浜国立大学 40
- 私立 神奈川大学 35
- 私立 関東学院大学 30
- 私立 桐蔭横浜大学 60

栃木県

- 私立 白鷲大学 25

埼玉県

- 私立 大宮法科大学院大学 70
- 私立 獨協大学 40

九州・沖縄地方 (7 校・定員 234 人)

福岡県

- 国立 九州大学 80
- 私立 久留米大学 30
- 私立 西南学院大学 35
- 私立 福岡大学 30

熊本県

- 国立 熊本大学 22

鹿児島県

- 国立 鹿児島大学 15

沖縄県

- 国立 琉球大学 22

3 司法試験

○司法試験への対応が法科大学院教育に好ましくない影響を与えている現状に鑑み、司法試験の在り方を見直すべきです。

- ・ 学生が司法試験の受験対策に相当の労力を費やさざるを得ず、法科大学院における授業など法科大学院教育の在り方に好ましくない影響を与えている現状を、法科大学院教育の改善とともに、司法試験の科目・出題範囲等の見直しの面からも検討してゆくべきです。

○合格水準が適切であるかが検証できるよう情報開示すべきです。

- ・ 合格者のレベルが法科大学院教育を踏まえた適切な水準に設定されているかを外部から検証できるようにするため、司法試験委員会は、必要な情報を開示すべきです。

○受験回数制限を当面の間5年5回等に緩和すべきです。

- ・ 合格率が20%台に低迷し、受験控えする法科大学院修了者が少なくない現状に鑑み、少なくとも当面の間、5年以内に5回まで受験できるとするなど、受験回数制限の緩和を行うべきです。

○予備試験については、その実施状況を検証するとともに、制度趣旨の実現に配慮し、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう運用すべきです。

4 司法修習

○法曹三者による実務修習開始前の集合的修習を実施すべきです。

- ・新制度における司法修習は、実務修習（実務の見習い訓練）から始まります。しかし、現在、法科大学院で行われている実務導入教育と実務修習との連携は、必ずしも十分ではありません。そこで当面の対策として、実務修習開始前に、司法修習の一環としての法曹三者による何らかの集合的修習を実施すべきです。

5 継続研修

○新規登録弁護士の研修とすべての弁護士に向けた継続研修を一層充実させます。

- ・弁護士は「社会生活上の医師」として、弛まぬ研鑽による質の維持と向上が必要です。社会の幅広い需要に応え、市民が求める質の高いリーガルサービスを提供できるよう、日弁連は、新規登録弁護士の研修とすべての弁護士に向けた継続研修を一層充実させます。

6 制度的基盤の充実と活動領域の拡大

○司法の制度的基盤の充実と法曹の活動領域拡大のための方策を実施すべきです

- ・新しい法曹養成制度が、その理念に沿って充実、発展を遂げるためには、養成された法曹が、司法の分野はもとより社会の様々な分野でその役割を十全に発揮できることが必要です。

そのためには、法律扶助の拡充や裁判所支部の充実など司法の制度的基盤の充実をはかることが必要であるとともに、企業、中央省庁、地方自治体、国際機関など司法の分野にとどまらない法曹の活動領域の拡大が必要であり、これらを実現するための方策を実施すべきです。